

技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム（第12回検討会） 議 事 要 旨

- 1 日 時 平成31年2月14日（木）午前11時15分～午前11時45分
- 2 場 所 法務省特別会議室
- 3 出席者 法務大臣政務官（議長）
法務省大臣官房政策立案総括審議官
法務省大臣官房付
法務省大臣官房秘書課政務官秘書官事務取扱
法務省大臣官房秘書課付
法務省入国管理局審判課長
法務省入国管理局付
法務省入国管理局入国在留課補佐官
法務省入国管理局入国在留課研修審査係長
厚生労働省人材開発統括官付技能実習業務指導室長（オブザーバー）
厚生労働省労働基準局監督課長（オブザーバー）
厚生労働省労働基準局監督課中央労働基準監察監督官（オブザーバー）
外国人技能実習機構監理団体部長（オブザーバー）
等 計 20名

4 議事要旨

- (1) 技能実習法施行後の制度の運用状況について、入国管理局から、技能実習計画の認定制度、監理団体の許可制度、実習実施者等に対する実地検査、技能実習生が死亡、失踪した場合の届出等に係る運用状況につき報告があり、出席者から、検査実施件数や発見した違反の件数、相互通報制度に基づく通報件数等、より具体的な件数などを取りまとめて報告書に盛り込むべきである旨の意見が述べられた。
- (2) 平成29年及び30年の聴取票に係る失踪事案の調査について、入国管理局から、調査対象の事案について期限内に調査を終了させる見込みで進めている旨の報告があった。
- (3) 死亡事例に係る調査状況について、入国管理局から、従来調査対象としていた死亡事案一覧記載の案件以外に、同一覧未記載の技能実習生の死亡事案が存在することが判明し、その理由について現在精査中である旨の報告があった。出席者からは、一覧表に記載されていなかった事案についても、死亡の状況や技能実習との関連の有無を調査するべきである旨の意見が述べられた。
- (4) その他
次回は、平成31年2月21日（木）開催。